

総会から常任委員会への委任事項

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づく 常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号を除く。）及び計画の策定に関すること
- 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 4 競技施設の整備計画に関すること
- 5 競技の企画及び運営に関すること
- 6 大会実施競技に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び機運醸成に関すること
- 9 宿泊及び衛生に関すること
- 10 輸送及び交通に関すること
- 11 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 12 式典の企画及び運営に関すること
- 13 その他開催準備に関すること